

効率化勸奨退職の実施

1 内容

「資金拠点局等において実施している資金配送業務の部外委託」を実施することに伴い、効率化勸奨退職を実施する。

2 選考対象局及び対象者

(1) 対象局

新発田郵便局

(2) 対象者

年齢 50 歳以上又は勤続 20 年以上の社員のうち、その退職を適当と認められる窓口営業部所属の正社員（管理者、渉外社員及び他社からの出向者を除く）

※ 年齢は退職日の満年齢

3 退職者の承認

勸奨退職の承認については、別途選考の上、決定するものであることから、退職を希望した社員の希望が必ずしも承認されるものではありません。

4 実施日

平成 26 年 9 月 30 日(火)

5 周知・勸奨期間及び申出期限(予定)

平成 26 年 7 月 14 日(月)から同年 7 月 24 日(木)までを周知・勸奨期間とし、申出期限は同年 7 月 24 日(木)までとする。

6 退職に伴う優遇措置

(1) 退職手当

日本郵便株式会社退職手当規程及び同手続に定める定年前早期退職者に対する退職手当を適用する。

(2) 基本給の調整額

日本郵便株式会社社員給与規程に定める経営効率化勸奨退職調整額を支給する。

(別表参照)

7 失業等給付の求職者給付(基本手当)の扱い

この「高齢勸奨退職」は、本人からの申し出・希望に基づく自己都合退職のため、一般的には離職理由による 3 か月間の給付制限を受ける（なお、最終的な給付の有無は、各公共職業安定所の判断。）。

【経営効率化勧奨退職調整額】

| 支給区分 | | 支給月額 |
|------|-------------|--------|
| 職群 | 年齢 | |
| 一般職群 | 56歳以上 | 3,500円 |
| | 53歳以上 56歳未満 | 3,800円 |
| | 50歳以上 53歳未満 | 4,300円 |